

## 令和2年第6回紋別市農業委員会総会（第1日）

- 1 開会日時 令和2年12月22日  
開会 午後1時32分

### 2 議事日程

- 日程第1 会期の決定  
日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について  
日程第3 報告第2号 農用地利用調整申出について  
日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の成立状況の確認について  
日程第5 議案第2号 現況証明願について  
日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の移転について  
日程第8 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

### 3 出席委員（18名）

議長	千葉好弘君	職務代理	富永克治君
1番	平野道教君	2番	那須信利君
3番	砂原一夫君	5番	渡邊修君
6番	武田政一君	7番	植田市子君
8番	壽見義忠君	9番	長谷川保君
12番	木原閱治君	13番	夏野善徳君
14番	柳澤路子君	15番	平石栄司君
16番	竹村勉君	17番	佐藤雅広君
18番	田中賢治君	19番	石田哲夫君

### 4 欠席委員（1名）

4番 岩田博教君

### 5 事務局出席職員

事務局長	内田誠君	庶務係長	吉野久寿君
農地係長	安部勝喜君	庶務係兼農地係	渡邊崇雅君

○議長（千葉好弘君） それでは、これより第6回紋別市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、18名であります。よって、開議の定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事録署名委員には、7番植田委員、8番壽見委員の両名を指名いたします。

ここで、事務局より諸般の報告を申し上げます。

事務局長。

○事務局長（内田誠君） 本日の欠席委員でございますが、岩田委員より届け出がございます。

次に、本日の議事日程ですが、お手元に配付しております議事日程表のとおり日程第1から第8までとなっております。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉好弘君） それでは、これより本日の議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に日程第2、報告第1号農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） はい、それでは報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により届出が2件ありましたのでご報告いたします。

（総会議案に基づき朗読）

○議長（千葉好弘君） それでは、これより質疑を行います。1番、2番について何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

それでは質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。

次に日程第3、報告第2号農用地利用調整申出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） 報告第2号、農用地利用調整申出について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等の調整申出書の提出が8件ありましたのでご報告いたします。

（総会議案に基づき朗読）

以上でございますが、詳細につきましては調整委員より説明がございます。

○議長（千葉好弘君） それでは、調整にあたっている調整委員より説明をお願いいたします。

1番について武田委員お願いいたします。

○6番（武田政一君） 成立はしているんですが、調整調書の書類の提出が遅れまして、間に合わなかったということで、来月の年明けには正式に報告いたしますので、継続でお願いします。

○議長（千葉好弘君） 1番については継続ということでありまして、1番について質疑を行います。何かご意

見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に2番について夏野委員お願いします。

○13番(夏野善徳君) 継続をお願いします。

○議長(千葉好弘君) 2番についても継続ということでもあります。ただいま説明がございましたけれども、2番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に3番について那須委員お願いします。

○2番(那須信利君) はい、賃貸ですけれども8番に出ている売買との絡みもあって、もしかしたら来月あたり売買に変わる可能性がありますので、今回は継続ということによりしくお願いします。

○議長(千葉好弘君) 3番について継続ということでございます。ただいま説明がございましたけれども、3番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。質疑がないようですので、次に4番、5番について平野委員お願いします。

○1番(平野道教君) 4番、5番について来月報告させていただきますので、継続をお願いします。

○議長(千葉好弘君) 4番、5番は継続ということでございます。ただいま説明がございましたけれども、4番、5番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に6番、平野委員お願いします。

○1番(平野道教君) はい、6番の賃貸借ですが、こちらも来月報告させていただきますので、今回継続をお願いします。

○議長(千葉好弘君) ただいま平野委員より説明がございましたけれども、6番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に7番について平野委員お願いします。

○1番(平野道教君) はい、7番の賃貸借ですが、こちらも来月報告させていただきますので、今回は継続をお願いします。

○議長(千葉好弘君) ただいま平野委員より説明がございましたけれども、7番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に8番について那須委員お願いします。

○2番(那須信利君) 継続をお願いします。

○議長(千葉好弘君) ただいま那須委員より継続ということで説明がございました。8番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。

次に日程第4、議案第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の成立状況の確認について

を議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

- 庶務係長（吉野久寿君） それでは議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書成立状況の確認について、農地法第18条第6項の規定に基づき合意解約通知書の提出が1件ありましたので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

（総会議案に基づき朗読）

- 議長（千葉好弘君） それでは、これより質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第5、議案第2号現況証明願についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

- 庶務係長（吉野久寿君） それでは議案第2号、現況証明願について、このことについて記載のとおり願出が4件ありましたので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお資料は、総会資料1ページから12ページまでとなっております。

（総会議案に基づき朗読）

- 議長（千葉好弘君） それでは、担当委員より説明をお願いいたします。

1番について砂原委員お願いします。

- 3番（砂原一夫君） 1番について、担当委員3人で見た結果ですけど、農地、畑とは認められませんでした。報告いたします。

- 議長（千葉好弘君） ただいま砂原委員より説明がございましたが、1番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に2番について渡邊委員お願いいたします。

- 5番（渡邊 修君） 総会資料の5ページ、6ページになるんですけども、場所は●●●●の斜め向いにあたります。ここはほとんど自然林が生えて山林になっておりましたので、よろしくお願いします。

- 議長（千葉好弘君） ただいま渡邊委員より説明がございましたが、2番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に3番について砂原委員お願いいたします。

- 3番（砂原一夫君） 場所は緑町5丁目ということで、街中で家も建っているような状態なので、担当委員3人で見た結果、畑としては認められないことを報告いたします。

- 議長（千葉好弘君） ただいま砂原委員より説明がございましたが、3番について質疑を行います。何かご

意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に4番について木原委員お願いいたします。

○12番(木原潤治君) 確認したところ畑とは認められませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長(千葉好弘君) ただいま木原委員より説明がございましたけれども、4番について質疑を行います。  
何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、1番について採決いたします。

お諮りいたします。

1番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に2番について採決いたします。

お諮りいたします。

2番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に3番について採決いたします。

お諮りいたします。

3番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に4番について採決いたします。

お諮りいたします。

4番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第6、議案第3号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。それでは事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) はい、それでは議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、紋別市より求められた3件の農用地利用集積計画について議決を求めらるものでございますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

(総会議案に基づき朗読)

○議長(千葉好弘君) それでは、これより質疑を行います。1番、2番、3番について何かご意見、ご質問

はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、1番について採決いたします。

お諮りいたします。

1番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に2番について採決いたします。

お諮りいたします。

2番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に3番について採決いたします。

お諮りいたします。

3番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第7、議案第4号農用地利用集積計画の利用権設定の移転についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) それでは議案第4号、農用地利用集積計画の利用権設定の移転について、農用地利用集積計画により決定された事項について、紋別市より求められた4件の集積計画の利用権設定の移転について議決を求めるものでありますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

(総会議案に基づき朗読)

○議長(千葉好弘君) それでは、これより質疑を行います。1番から4番について何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、1番について採決いたします。

お諮りいたします。

1番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に2番について採決いたします。

お諮りいたします。

2番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に3番について採決いたします。

お諮りいたします。

3番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に4番について採決いたします。

お諮りいたします。

4番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第8、議案第5号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) はい、それでは議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定による許可申請が記載のとおり2件提出されましたので、議決を求めるものでございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお資料は、総会資料の13ページから20ページまでとなっております。

(総会議案に基づき朗読)

以上でございますが、詳細につきましては渡邊主任よりご説明申し上げます。

○議長(千葉好弘君) 渡邊主任。

○庶務係兼農地係主任(渡邊崇雅君) それではご説明いたします。

資料の13ページからとなります。14ページには対象地の地図、15ページには地番図を付けております。次に16ページの農地法第3条の調査書に基づき、借人が農地法第3条第2項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと判断しました。

続きまして、資料17ページからとなります。こちらは出し手の娘婿さんが法人を設立した事を期に、使用貸借により設定をするものであります。18ページには対象地の地図、19ページには地番図を付けております。次に20ページの農地法第3条の調査書に基づき、借人が農地法第3条第2項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと判断しました。

以上です。

○議長(千葉好弘君) それでは担当委員より説明をお願いいたします。

1番の賃借権について那須委員お願いします。

○2番(那須信利君) ●●●●さんの隣接地ということで、なにも問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（千葉好弘君） ただいま那須委員より説明がございましたけれども、1番について質疑を行います。  
何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に2番の使用貸借について平野委員お願いします。

○1番（平野道教君） 特にはございません。よろしくをお願いします。

○議長（千葉好弘君） それでは2番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、1番について採決いたします。

お諮りいたします。

1番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に2番について採決いたします。

お諮りいたします。

2番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

これで議案の審議はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第6回紋別市農業委員会総会を閉会いたします。

午後1時59分 閉会